

ちようかいネット
研修会資料

セキュリティ編

酒田
地区 医療情報ネットワーク協議会

ちようかいネット

◆ はじめに

ちょうかいネット稼働から約1年経過し、今後もさらなる連携強化・利用拡大を目指して進めていきたいと考えています。

利用拡大を図るうえで患者さん及び住民への周知活動はもちろんですが、情報利用者である連携施設での運用ルール及びセキュリティ意識を揃えていくことが非常に重要となり、その手段として当協議会では本研修会を開催することを運用規程に明記しています。

◆ ちょうかいネットに係るセキュリティリスクについて

ちょうかいネットの利用形態はインターネット回線を介しておりますが、非常に安全な公開鍵秘密鍵方式の暗号化通信を採用しています。そのため通信回線上の情報漏えいはほぼ起こり得ないのですが、利用者に係るものとして以下のようなリスクが想定されます。

- ・ コンピュータウイルス被害
- ・ 情報の不正利用
- ・ 印刷物の管理不足
- ・ なりすまし利用

これらについて当協議会では次のような対策を講じますので、各連携施設にてご協力をお願いいたします。

1) コンピュータウイルス対策について

当協議会では、運用規程にて利用者に対してウイルス対策ソフトの導入を義務付けています。特に指定のメーカーはありませんが、ウイルスの検出率・製品保証等を考慮し、常時パターンファイルを更新出来るソフトで、かつ、可能な限り製品として市販されているウイルス対策ソフトを利用して下さい。(無料ソフトは原則として不可)

コンピュータウイルス感染により、以下のような被害が想定されます。

例1) インターネット上に表示画面のスクリーンショットを掲載し続けるウイルスに感染し、ちょうかいネット上の患者情報を漏洩してしまう。

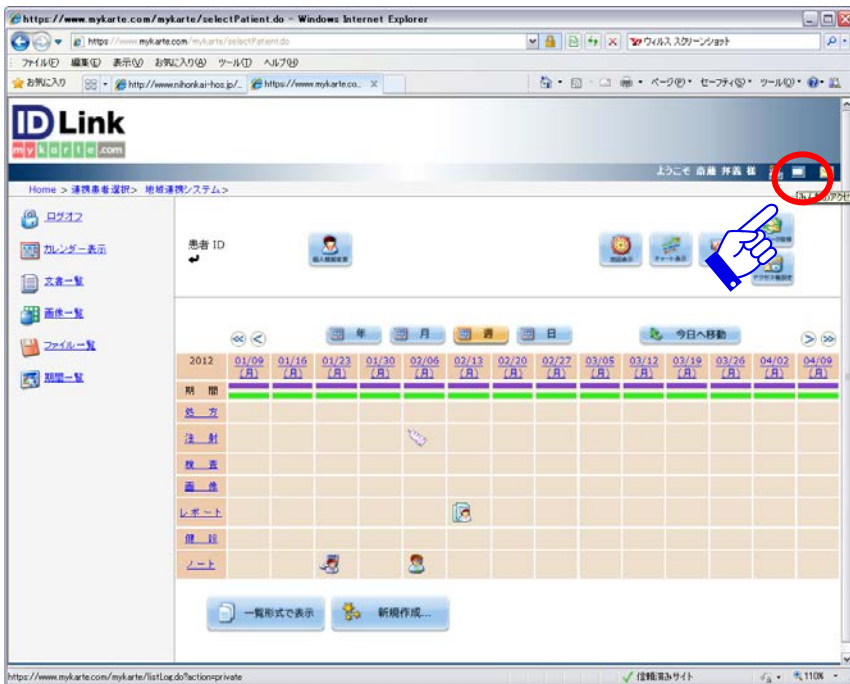
例2) 勝手に PC 内のファイルをアップロードするウイルスに感染し、認証証明書や患者情報の入ったファイル（連携パス等）を漏洩してしまう。

例3) トロイの木馬に感染し、第三者に PC をリモート操作されてしまう。

以上のことはちょうかいネットの回線強化では対応出来ないため、各連携施設にてウイルス対策ソフトの導入・管理を徹底して頂きたいと思っております。

2) 不正利用について

ちようかいネットの仕様として、同意を得た患者の情報は全て閲覧することが可能となり、たとえ本来不必要な情報でも得ることが出来てしまいます。また、第三者への情報提供といった悪質な利用への対策も考慮する必要もあるため、ちようかいネットでは「みんなのアクセス」という機能で連携施設全てのアクセスログ（誰が・いつ・誰の・どの情報を利用したか）が閲覧出来るようになっており、各連携施設にて情報管理を徹底していただくとともに相互で監視しあえる仕組みを取っています。



本機能について将来的に事務局でデータ集計をしていきたいと考えています。



3) 印刷物の管理について

ちょうかいネットには診療録や検査結果の閲覧、ファイル共有といった機能があり、基本的にブラウザ（Internet Explorer 等）の機能と共有されたファイル形式に応じたアプリケーション（Excel 等）の機能にて動作します。それぞれの機能にてデータを印刷しカルテに保管することが可能ですが、ミスプリント等余分な資料は必ずシュレッダーにかける等絶対に外部に漏れないように取り扱いをお願いいたします。

4) なりすましの防止について

当協議会では利用者全てにログイン用の ID とパスワードを設定しています。理由としては2) のアクセスログの管理を行い、情報に対する責任の所在を明確にするとともに不正アクセス・不正利用を防止するためです。

各連携施設においてはちょうかいネットを利用する人を明確にし、その人数分のログイン ID を協議会に申請して頂くようお願いいたします。付与された ID・パスワードは他者に知られることのないように各個人にて管理をお願いいたします。

なお、ちょうかいネットに限らず、他人の ID・パスワードを使用することは「不正アクセス禁止法」にて処罰の対象となっております。

◆ 情報の責任範囲について

ちょうかいネットにて取り扱っている情報について、管理責任の範囲は以下のとおりです。

【公開施設】

公開用サーバ内の情報、閲覧用端末にて取得した他施設の情報・印刷物等、ユーザー情報

【閲覧施設】

閲覧用端末にて取得した他施設の情報・印刷物等、ユーザー情報

【ID-Link（SEC 社）】

認証サーバ上にて管理する患者属性情報・ユーザー情報

【回線事業者】

通信回線上に流れている情報

各連携施設にて情報管理の徹底をお願いいたします。

◆ 不正な利用があった場合

利用状況が思わしくない利用者について、当協議会では ID の取り消しを行う場合があります。取り扱いについては運用規程に以下のとおり記載しています。

(ID番号等の取り消し)

第 16 条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、ID番号等は取り消しをするものとする。

- 1 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- 2 法令等に違反したとき。
- 3 ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められない場合。

◆ まとめ

4月の稼働以降、参加施設・患者登録数も着々と増えており、全国的に見ても北庄内は今一番活発に活動している地域のひとつであると評価されています。また、鶴岡地区でも利用を開始することとなり、ちようかいネットは今後も拡大していくと考えています。

引き続き安全かつ容易に情報の受け渡しを行えるよう、法令・協議会規程を遵守し、セキュリティ意識を持った情報の利用をして頂くようお願いいたします。